

神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金（以下、「訓練促進給付金」という。）を、養成訓練を修了した際には高等職業訓練修了支援給付金（以下、「修了支援給付金」という。）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もって母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、神戸市とする。

(対象者)

第3条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業開始した日以後において、また修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下、「修業開始日」という。）及び当該養成機関においてカリキュラムを修了した日（以下、「修了日」という）において、次の要件の全てを満たす神戸市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項）に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）とする。なお、この事業において、「児童」とは、二十歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 対象資格を取得するための養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 過去に訓練促進給付金及び修了支援給付金を受給していないこと。

(対象資格)

第4条 対象資格は、次の資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) 前各号の資格のほか、これらの資格に準じ市長が必要と認める資格

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間等は、次のとおりとする。

(1) 修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。

ただし、48月の支給期間は、資格取得のために4年以上の課程の履修が必要となる者に限り認める。資格取得のために4年以上の課程の履修が必要となる者は、次のとおりとする。

ア 資格取得のために4年以上課程の履修が必須となる資格を目指す者

イ 高等学校の看護師養成課程(5年一貫)や看護専門学校の定時制課程(4年)等条件によって4年以上の課程の履修が必要と認められる者

ウ 大学の保健、医療、福祉系学部等において、助産師や保健師、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格取得を目指す者

(2) 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、原則として第7条第1項に定める申請のあった日の属する月以降の各月(以下、「支給対象月」という。)に支給するものとする。

(3) 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない期間で支給するものとする。

(4) 支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以後に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がない者とした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額14万円。)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額11万500円。)

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 月額5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額2万5千円

(訓練促進給付金支給申請)

第7条 訓練促進給付金の支給を受けようとする者は、修業を開始した日以降に、様式第1号に必要な書類を添付して、市長に訓練促進給付金の支給を申請しなければならない。

2 市長は、前項による申請があつたときは、支給の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 前項の規定により支給の決定を受けた者（以下、「受給者」という。）は、原則として支給対象月の各月10日までに、必要な書類を添付して、市長に訓練促進給付金の支給を請求するものとする。

4 市長は、前項による請求があつたときは、支給の可否を決定し、原則として支給対象月の月末までに支給するものとする。なお、10日を越えて月末までに請求があつたときは、原則として当該月分を翌月の月末までに支給するものとし、支給対象月の月末までに請求がなかつたときは、原則として当該月分は支給しないものとする。

(修了支援給付金支給申請)

第8条 修了支援給付金の支給を受けようとする者は、養成機関において課程を修了後、様式第8号に必要な書類を添付して、市長に申請を行わなければならない。

2 市長は、前項による申請があつたときは支給の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 支給申請は、修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

4 支給決定を受けたものは、請求書を提出しなければならない。

5 市長は、受給者による請求があつたときは、すみやかに支給するものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第9条 市長は、受給者が第3条に定める支給対象者に該当していることを確認するため、当該受給者に対し、在籍証明書・修得単位証明書等修業状況に関する報告等を求めるものとする。

2 受給者は、第3条に定める支給対象者に該当しなくなつたときは、事由が生じた日から起算して14日以内に市長に届け出なければならない。

(支給決定の取消)

第10条 市長は、受給者が第3条に定める支給対象者に該当しなくなつたときは、その支給決定を取り消し、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知するものとする。

(返還請求)

第 11 条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、訓練促進給付金の全部又は一部を受給者から返還させることができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により支給を受けたとき。

(2) この要綱の規定に反したとき。

(その他)

第 12 条 この要綱の施行に際して、必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 10 月 31 日までに第 7 条第 1 項に定める申請をした場合の支給対象月については、修業する期間の 3 分の 2 に相当する期間を経過した日の属する月（当該月が平成 18 年 4 月より前であるときは平成 18 年 4 月）まで遡るものとする。その場合においては、受給者がはじめて訓練促進給付金の支給を請求する際に、遡って適用した支給対象月の訓練促進給付金も含めて請求するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 2 月 24 日から施行し、平成 21 年 2 月 4 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定について、平成 20 年 3 月 31 日以前に修学を開始したものは従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行し、平成 21 年 6 月 5 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年 7 月 31 日までに第 7 条第 1 項に定める申請をした場合の支給対象月については、平成 21 年 6 月まで遡るものとする。その場合においては、受給者がはじめて訓練促進給付金の支給を請求する際に、遡って適用した支給対象月の訓練促進給付金も含めて請求するものとする。

3 第 6 条の規定について、平成 20 年 3 月 31 日以前に修業を開始したものは、平成 21 年 2 月 24 日施行の附則第 2 項の経過措置の規定にかかわらず、一律月額 14 万千円とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始したものは、修業する全期間とする。

3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始し、且つ対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4 月から 7 月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ）は、月額 14 万千円とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 父子家庭の父については、平成 25 年 4 月 1 日以降に修業を開始した者をいう。平成 25 年度における父子家庭の父に係る訓練促進給付金の支給は、平成 25 年 9 月 30 日までの間において申請があった場合は、3 の対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに修業を開始した者については、就業する期間に相当する期間（その期間が 36 月を超えるときは、36 月）を超えない期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 14 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 5 条第 1 項の規定は、平成 27 年度以前に修業を開始し（平成 21 年 6 月 5 日から平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は除く。）、平成 28 年 4 月 1 日時点で修業中の者についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条第 1 項第 3 号及び第 7 条第 1 項、並びに第 8 条第 1 項の規定については、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

また、改正後の第 5 条第 1 項第 3 号の規定は、令和 2 年度以前に修業を開始し、令和 3 年 4 月 1 日時点で修業中の者についても適用する。

(経過措置)

- 2 訓練促進給付金の支給月額が 10 万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成 29 年所得から令和元年所得において）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給申請に際しては、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合には、6 月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座。対象資格の例としては、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等）から定めることとする。

3 第 6 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給額が月額 10 万円となる市町村民税が課されない者が、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときの支給額は、月額 14 万円とする。

4 第 6 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給額が月額 7 万 5 百円となる市町村民税が課される者が、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときの支給額は、月額 11 万 5 百円とする。